２　特別会計

国民健康保険事業など４つの特別会計の決算額合計は、歳入合計97億6,880万円（対前年度比（以下同じ）0.8%増）に対し、歳出合計94億7,368万円（0.2%増）となりました。

国民健康保険事業、水沼診療所、介護保険事業及び後期高齢者医療の各特別会計は、全て黒字決算となりました。

(1) 歳入決算の状況　　（単位：千円）

会 計 区 分	令和７年度	構成比（%）	令和６年度	構成比（%）	増 減 額	増減率（%）
国民健康保険事業	4,106,616	42.0	4,195,133	43.3	△ 88,517	△ 2.1
水沼診療所	8,819	0.1	7,879	0.1	940	11.9
介護保険事業	4,918,402	50.4	4,806,482	49.6	111,920	2.3
後期高齢者医療	734,958	7.5	680,615	7.0	54,343	8.0
歳入合計	9,768,795	100.0	9,690,109	100.0	78,686	0.8

(2) 歳出決算の状況　　（単位：千円）

会 計 区 分	令和７年度	構成比（%）	令和６年度	構成比（%）	増 減 額	増減率（%）
国民健康保険事業	4,062,688	42.9	4,173,082	44.1	△ 110,394	△ 2.6
水沼診療所	7,733	0.1	7,534	0.1	199	2.6
介護保険事業	4,668,466	49.3	4,592,754	48.6	75,712	1.6
後期高齢者医療	734,791	7.7	680,410	7.2	54,381	8.0
歳出合計	9,473,678	100.0	9,453,780	100.0	19,898	0.2

３　企業会計

＜水道事業会計＞

収益的収支は黒字決算となりましたが、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんしました。

＜工業用水道事業会計＞

収益的収支は黒字決算となりましたが、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんしました。

＜市民病院事業会計＞

収益的収支は赤字決算となり、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、過年度分損益勘定留保資金で補てんしましたが、それでも不足する額は、令和７年度同意済企業債

未発行分をもって翌年度に措置する予定です。

＜下水道事業会計＞

収益的収支は赤字決算となり、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

(1) 収入決算の状況（消費税込み）　（単位：千円）

会計区分		令和７年度	構成比（%）	令和６年度	構成比（%）	増減額	増減率（%）
上水道事業	収益的	1,194,329	17.6	1,188,041	18.5	6,288	0.5
	資本的	485,114	7.2	113,347	1.8	371,767	328.0
工業用水道事業	収益的	157,657	2.3	157,236	2.4	421	0.3
	資本的	0	0.0	0	0.0	0	－
市民病院事業	収益的	3,627,209	53.4	3,439,743	53.6	187,466	5.5
	資本的	186,260	2.7	461,748	7.2	△ 275,488	△ 59.7
下水道事業	収益的	557,522	8.2	545,993	8.5	11,529	2.1
	資本的	580,002	8.6	516,166	8.0	63,836	12.4
合計		6,788,093	100.0	6,422,274	100.0	365,819	5.7

(2) 支出決算の状況（消費税込み）　（単位：千円）

会計区分		令和７年度	構成比（%）	令和６年度	構成比（%）	増減額	増減率（%）
上水道事業	収益的	1,129,315	14.1	1,132,340	15.0	△ 3,025	△ 0.3
	資本的	1,027,024	12.8	710,442	9.4	316,582	44.6
工業用水道事業	収益的	148,617	1.8	177,423	2.3	△ 28,806	△ 16.2
	資本的	28,893	0.4	29,234	0.4	△ 341	△ 1.2
市民病院事業	収益的	3,928,603	49.0	3,929,819	51.9	△ 1,216	0.0
	資本的	416,210	5.2	358,998	4.7	57,212	15.9
下水道事業	収益的	544,548	6.8	536,458	7.1	8,090	1.5
	資本的	796,454	9.9	696,322	9.2	100,132	14.4
合計		8,019,664	100.0	7,571,036	100.0	448,628	5.9

なお、公営企業の全てにおいて、財政健全化法上の資金不足は生じていません。

※　資金不足比率…公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合を示すもの